

規制の概要・課題

客にダンスをさせる営業は、風営法上「風俗営業」とされ、営業には都道府県公安委員会の許可が必要となる。

「ダンス」という切り口での規制は、クラブやその周辺での暴力沙汰、酔客による騒音等の問題に対する有効な解決方法となっていないのではないか。

風営法の保護法益に照らして有効な規制を行うべきではないか。

【規制所管省庁の回答(概要)】

(1) 諸外国の状況

- 各国とも、キャバレー、ナイトクラブ等を規制する法令は存在し、主に許可制となっている。
- 規制対象となる営業は、米国はダンスホールやキャバレーの運営等であるが、英国は酒類の小売や規制娯楽の上演など、各国によって異なる。
- 営業時間の規制の在り方は各国によって異なるが、各国行政機関の裁量にゆだねられている場合が多い。
- 営業店舗について、構造(外部からの見通しや床面積)や立地場所についての許可の可否は各国行政機関の判断にゆだねられている。

(2) 規制を維持する必要性についての規制所管省庁の主張

『規制の廃止・見直しにより、善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼしたりすることがないように留意する必要がある。』

『なお、この種の問題は地域性の強い問題であり、国によっては酒類を販売する形態の営業に対して我が国よりも厳しい規制を設け、客にダンスをさせる営業を規制の対象としている例もみられるところであり、諸外国の制度を単純に比較して我が国におけるダンスをさせる営業に対する規制の在り方を論じることは、必ずしも適切ではないと考えられる。』

『現段階においては、客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないと考えられるが、一般論として言えば、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきており、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいと考えている。』

【国際先端テスト シート】（ダンスに係る風営法規制の見直し）

（１）制度比較

○ダンスをさせる営業に係る比較

| 比較の視点 | 国名 日本 | 米国 | | 英国 | フランス |
|--|---|------------------------------------|---|--|---|
| | | サンフランシスコ市郡 | ニューヨーク市 | | |
| <p>1. ダンスをさせる営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンス教室等）を規制する法令はあるか。</p> <p>また、当該法令は、当該営業について許可制（免許制）を採用しているか。</p> | <p>あり（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。））</p> <p>許可制</p> | <p>あり（サンフランシスコ市警察法）</p> <p>許可制</p> | <p>あり（ニューヨーク市行政法）</p> <p>許可制</p> | <p>あり（営業許可法）</p> <p>許可制</p> | <p>あり（公衆衛生法典、観光法典、環境法典等）</p> <p>免許制</p> |
| <p>2. 規制対象となる営業は法令上どのように定義されているか。</p> | <p>○キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（以下「1号営業」という。風営法第2条第1項第1号）</p> | <p>○「ダンスホール」（ダンスが行われる場所）の運営等</p> | <p>○「ダンスホール」（ダンスが行われる場所）の運営等</p> <p>○「キャバレー」（飲食の提供と共にダンス等の娯楽を行うことが許される場所）の運営等</p> | <p>○酒類の小売（クラブ、ナイトクラブ等）</p> <p>○規制娯楽の上演、催行（音楽、ダンス等）</p> | <p>○ダンスフロアを使用することを主たる活動とする飲料提供店</p> |

| | | | | | |
|---|---|--|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| | <p>○ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（以下「3号営業」という。風営法第2条第1項第3号）</p> <p>○ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（指定団体の講習を受けたダンスを教授する者が客にダンスを教授する営業を除く。）（以下「4号営業」という。風営法第2条第1項第4号）</p> | | | | |
| <p>3.（規制対象となる営業が「ダンス」を要件としている場合）</p> <p>「ダンス」はどのように定義されているか。</p> <p>特段定義されていない場合は、実際にはどのよ</p> | <p>○法令上の定義はないが、規制の目的に照らして、3号営業は全てのダンスが対象となるのに対し、4号営業は原則としてペアダンスのみが対象となると解している。</p> | <p>○ダンスが行われている場所（有料でダンスの教授がなされるダンス教室等を除く。）における人の集まりであり、「General」（18歳以上の者の参加が認められているダンス）と「Special」（16歳以上20歳以下の者の参加が認められているダンス）の</p> | <p>○一般人が入場を許されるあらゆる種類のダンス</p> | <p>法令上の定義はない。</p> | <p>法令上の定義はない。</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|
| <p>うなダンスが規制の対象となっているか。(一般的にダンス(踊り)と認識される身体運動がおしなべて規制対象となっているのか。)</p> | | <p>2つに分類される。</p> <p>○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、ダンスのタイプを考慮することができる」とされている。</p> | | | |
| <p>4. 規制対象となっている営業の営業可能時間はどのように定められているか。</p> <p>また、営業時間の延長や制限が可能な場合はどのように定められているか。</p> | <p>【原則】 日出時～午前0時</p> <p>【例外】 〔営業時間延長〕</p> <p>① 条例で指定した地域は午前1時まで</p> <p>② 特別な事情のある日として条例で定める時間まで</p> <p>〔営業時間規制〕 住宅地等において、日出時～午前10時、午後11時～午前0時のうち条例で定める時間帯。</p> | <p>【原則】</p> <p>○Special タイプのダンスについては、午前6時から午前0時まで</p> <p>○General タイプのダンスについては、午前6時から翌日の午前2時まで</p> <p>【例外】</p> <p>○エンターテイメント・コミッションが許可した場合には、上記以外の時間帯においても営業が可能。</p> | <p>【原則】</p> <p>○午前4時から午前8時までの間の営業は禁止されている。</p> <p>【例外】</p> <p>○特別な場合にはコミッショナーの裁量により上記の時間帯においても営業が可能。</p> <p>○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1時から午前8時までの間の営業を禁止することができる。</p> | <p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定。</p> <p>○ロンドン・ウェストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p> | <p>○各県における始業時間は知事の発する条例により決まっている。</p> <p>○閉店時間は最長で朝の7時までとなっている。</p> |
| <p>5. 青少年の場内への立入は規制</p> | <p>○18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるこ</p> | <p>【General】</p> <p>○18歳未満の者の General</p> | <p>○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1</p> | <p>○営業所内での消費を目的として酒類を提供する夜</p> | <p>○保護者等の付添いのない16歳以下の者を受け入れ</p> |

| | | | | | |
|--|-------------------|--|---|--|--|
| <p>されているか。 また、立入の可否 について、時間帯 による区別はあ るか。</p> | <p>とが禁止されている。</p> | <p>タイプのダンスが行われ ている場所への立入りは 原則として禁止されてお り、保護者等の付添いがある 場合に限って立入りが認め られる。</p> <p>【Special】</p> <p>○エンターテイメント・コ ミッションにより午前0 時以降の営業が許可され ている場合でも、午前0 時以降における16歳又は 17歳の者のSpecialタイ プのダンスが行われてい る場所への立入りは原則 として禁止されており、 保護者等の付添いがある 場合に限って立入りが認 められる。</p> <p>○16歳未満の者のSpecial タイプのダンスが行われ ている場所への立入りは 原則として禁止されてお り、保護者等の付添いがある 場合に限って立入り</p> | <p>時から午前8時までの間 の営業を禁止することが できる。</p> | <p>間の営業時間帯に19歳以 上の者の付添いのない16 歳未満の者を立ち入らせ ること</p> <p>○18歳未満の者に酒類を販 売すること 等が禁止されている。</p> | <p>ること</p> <p>○18歳以下の者に酒類を提 供すること 等が禁止されている。</p> |
|--|-------------------|--|---|--|--|

| | | | | | |
|----------------------------|---|---|--|---|--|
| | | が認められる。 | | | |
| 6. 営業する店舗について以下の規制はあるか。 | | | | | |
| 外部からの見通しに係る規制 | 客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができないものでなければならない。 | ○許可の審査に当たって、エンターテイメント・コミッションは、フロアの広さと照明が物理的に適正かどうか等を考慮することができる。 | ○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッショナーは営業を許可しないことができる。 | ○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。 | |
| 店舗の床面積に係る規制 | ○客室一室あたりの床面積が 66 m ² 以上でなければならない。 ○1号及び3号営業については、客室の五分之一以上がダンスをさせるためのスペースでなければならない。 | | | | |
| 7. 店舗の立地場所についてどのような規制があるか。 | ○住宅街のほか、学校・図書館等の周辺に営業所があるときは、営業が許可されないこととなる。 (政令の基準に従い都道府県条例で営業制限地域を指定。) | ○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、営業所の周囲の環境への適合性、近辺における許可数等を考慮することができる。 | ○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッショナーは営業を許可しないことができる。 | ○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。 | ○市町村長が宗教施設、墓地、病院、学校等からの一定距離内の飲料提供店の設置を制限できる。 |

| | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|
| <p>8. 店舗周辺における顧客等による騒音や混雑等の問題に対する対策を行うことが営業者に義務づけられているか。</p> <p>特段の義務づけがない場合には、上記問題への対策や周辺の生活環境の保持はどのように担保されているか。(立地要件、営業時間規制以外)</p> | <p>【遵守事項】</p> <p>○営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように、その営業を営まなければならない。</p> <p>○営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で営業についての広告又は宣伝をしてはならない。</p> <p>【禁止行為】</p> <p>○営業に関し客引きをすること</p> <p>○営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身に立ちふさがり、又はつきまとうこと。</p> | <p>○許可を受けたダンスの監視をするため、1人以上の警備員等を置かなければならない。</p> | <p>○営業所の出入口に監視用のデジタルビデオカメラを設置すること</p> <p>○警備員を配置すること</p> <p>○苦情受付担当者を設置すること</p> <p>○周辺における入退場客の混雑による騒音や不法行為を防止するための措置を講じること</p> <p>等が義務付けられている。</p> <p>○また、許可審査にあたっては、地域の関係者から構成される委員会の意見を事前に聞くこととされている。</p> | <p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p> <p>○ロンドン・ウェストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p> | <p>○公衆来集施設であって日常的に大音量の音楽を流すものに関しては、音量の制限を定めているほか、営業者に対して騒音被害に係る調査書の作成を義務づけている。</p> <p>○閉店前の1時間半の間はアルコール飲料の販売ができない。</p> |
|--|---|---|--|--|--|

※ ドイツ…連邦営業法の規定により、およそ営業を営む者は、原則として、所管行政庁に対し、届出をしなければならない。

※ 平成22年6月及び平成24年10月に実施した調査結果をとりまとめたものである。

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

客にダンスをさせる営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、実際に、風営法に違反して営まれている3号営業の状況をみると、営業所の周辺における騒音や酔客のい集、年少者の立入り、営業所の内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的事案等の問題が発生するとともに、取締りの継続・強化を要望する陳情書や風営法の規制撤廃に反対する意見書が周辺住民等から警察に寄せられるなどしている。

また、4号営業については、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているが、4号営業を風営法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば、出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念される。

このような状況を踏まえると、現段階においては、客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないと考えられるが、一般論として言えば、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきており、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいと考えている。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

規制の廃止・見直しにより、善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼしたりすることがないように留意する必要がある。

なお、この種の問題は地域性の強い問題であり、国によっては酒類を販売する形態の営業に対して我が国よりも厳しい規制を設け、客にダンスをさせる営業を規制の対象としている例もみられるところであり、諸外国の制度を単純に比較して我が国におけるダンスをさせる営業に対する規制の在り方を論じることは必ずしも適切ではないと考えられる。

以上